

事 務 連 絡  
平成 29 年 5 月 31 日

公益社団法人富山県医師会長 殿

富山県厚生部健康課長  
(公 印 省 略)

難病療養継続者による高額難病治療継続者の申請について

日頃から本県の難病対策の推進につきまして、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会員への情報提供について御配慮いただきますようお願いいたします。

【送付書類】

難病療養継続者による高額難病治療継続者の申請について

- ※難病療養継続者 → 経過措置対象者
- ※軽症高額該当者 → 軽症者特例
- ※高額難病療養継続者 → 高額かつ長期

事務担当：感染症・疾病対策班  
電話番号：076-444-4513



事 務 連 絡

平成 29 年 5 月 29 日

各都道府県難病対策担当者 御中

厚生労働省健康局難病対策課難病医療係

### 難病療養継続者による高額難病治療継続者の申請について

難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。以下「施行令」という。）附則第 3 条に基づく特定医療に係る自己負担上限額軽減等の経過的特例措置の終了に関し、「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成に係る対応について」（平成 29 年 3 月 24 日事務連絡）により、難病療養継続者<sup>※1</sup>が、軽症高額該当者<sup>※2</sup>として申請を行う際に、同時に高額難病療養継続者<sup>※3</sup>として申請を行うことができる旨お知らせしたところです。

この場合における医療費算定期間や適用等について下記の通り周知いたしますので、よろしくお取り計らいください。

※1 施行令附則第 3 条に定める難病療養継続者（経過的特例措置の対象者）。

※2 施行令第 2 条に定める基準に該当する者

※3 施行令第 1 条第 1 項第 2 号口に定める基準に該当する者

### 記

#### 1. 高額難病療養継続者としての申請について

高額難病療養継続者としての申請は、現に受けている支給認定に係る変更の申請であること（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 10 条第 1 項）、高額難病療養継続者の制度は、当該申請を行った日の属する月以前の 12 月における治療に要した費用の額の状況を、申請の翌月以降の、現に受けている支給認定の有効期間における負担上限月額に反映させるという趣旨であるため、算定の対象とする期間と負担上限月額の変更の適用の開始日で期間が空くことは、本来想定しているものではありません。

一方で、難病療養継続者において、支給認定申請を行ったのち、再度高額難病療養継続者の申請を行うこととなり、患者への負担が大きくなるため、難病療養継続者から支給認定申請と同時に申請したい希望がある場合には、受け付けることができることとするものです。

#### 2. 1 の場合における算定の対象とする期間について

「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 1 条第 1 項第 2 号口の厚生労働大臣が定めるもの」（平成 26 年厚生労働省告示第 428 号）に定めるとおり、当該高額難病治療継続者に係る認定の申請を行った日の属する月以前の 12 月として差し支えない。

例）平成 29 年 10 月に当該申請を行った場合、平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月までの期間

3. 高額難病治療継続者の認定が行われた場合の負担上限月額について

高額難病治療継続者の認定を行った場合における負担上限月額の変更については、「特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて」（健疾発 1222 第 1 号平成 26 年 12 月 22 日難病対策課長通知）の別紙「特定医療費の支給認定の実務上の取扱い」の 6（2）により、変更申請が行われた日が属する月の翌月からとされているが、今回の難病療養継続者に係る認定に関しては、平成 30 年 1 月 1 日からとなる。

以上

【担当】

厚生労働省健康局難病対策課難病医療係

Tel : 03-5253-1111（内線 2355）

03-3595-2249（夜間直通）

E-mail : [nanbyou22@mhlw.go.jp](mailto:nanbyou22@mhlw.go.jp)